

令和2年度 第5回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第5回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年8月27日(木) 14:00	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
議事録 署名委員	7番 田中 委員 8番 清水 委員		
提出議題	議事 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第22号 非農地証明の申請について 議案第23号 農地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和2年度第5回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 暑い中、御苦勞様です。時間がもったいないので即、始めたいと思います。よろしくをお願いします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては7番の田中委員と8番の清水委員を指名させていただきます。なお、書記に寺西書記、佐山書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

寺西書記 特には無いのですが、本日は事務局の都合により議案を差し替えさせていただきました。内容は変更しておりませんので御了承ください。また、事務局長が議会答弁の調整のため欠席となっておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、日程第4の議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年8月27日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号1、譲渡人、A、住所、呉市天応西条__丁目__。職業、会社員。
譲受人、B、住所、江田島町宮ノ原__丁目__。職業、農業。
所在地、江田島町宮ノ原__丁目。
地番、____番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、988㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、市外在住で農地として管理困難なため譲渡する。」
譲受人は「近隣に居住し農地も所有しており、今後の営農の規模拡大のため譲受する。」
譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じ

るとは考えられない。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 1番の案件について、私が関係農業委員として現地確認を行いましたので報告をします。譲受人の寺下さんは当該地の隣の隣に居住しており、息子さんも帰ってくるので営農拡大のため、購入するとのこと。寺下さんは現在も柑橘類を栽培しており、問題は無いと思われま。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

田中委員 チェックシートの譲渡人と譲受人の関係について、その他となっていますがその他とは何ですか。

寺西書記 今回の案件では他人が適当だと思しますので、修正してください。

委員 その他はどんな時に使われるのですか。

寺西書記 相手方が会社であるとか、中間管理機構案件であるとかだと思います。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可といたします。次、をお願いします。

寺西書記 番号2、贈与人、C、住所、兵庫県尼崎市瓦宮__丁目__-__。職業、無職。

受贈人、D、住所、大柿町飛渡瀬__。職業、無職。

所在地、大柿町飛渡瀬字〇〇。

地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、440㎡。

申請理由は贈与で、贈与人は「県外在住のため贈与する。」

受贈人は「贈与人の希望により受贈する。」

受贈人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。下限面積についてですが、今回の受贈農地の面積は440㎡です。集積の方でも賃借契約での案件があり、合わせて1,000㎡を超えることとなっております。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。先程、事務局が説明したとおりで間違いありません。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可といたします。次、お願いします。

寺西書記 番号3、贈与人、E、住所、安芸郡海田町三迫__丁目__。職業、無職。
受贈人、F。広島市東区牛田本町__丁目__。職業、無職。
所在地、能美町高田字〇〇。
地番、__番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、428㎡。
地番、__番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、526㎡。
申請理由は贈与で、贈与人は「市外居住で耕作困難なため、宅地建物の売買に併せて贈与する。」
受贈人は「市外からの移住の予定で農業に興味があり、宅地建物の売買に併せて受贈する。」
譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。
こちらの申請も先程の受付番号2番と同じように、集積の方で賃借契約の案件があり、1,000㎡の下限面積は問題ありません。
以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今の事務局からの説明に間違いございません。よろしくお願いします。

議長 申請番号3について御意見、御質問ございますか。

山田委員 この方は果樹の木を植えるのですか。

議長 今ある果樹を何とかしたいと考えているようです。

山田委員 分かりました。

議長 他に御意見、御質問はありますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。次、お願いします。

寺西書記	<p>番号 4、贈与人、G、住所、廿日市市塩屋__丁目_番__号。職業、無職。 受贈人、H、住所、沖美町三吉____-__。職業、アルバイト。 所在地、沖美町三吉字〇〇〇。 地番、____番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、504 m²。 申請理由は贈与で、贈与人は「相続により当該地を取得した後、しばらくは耕作したが、高齢で耕作困難となり贈与する。」 受贈人は「隣接地で耕作しており、今後も耕作予定であるため受贈する。」 受贈人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。 以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	この 4 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
清水委員	清水です。この農地は道路のすぐ傍にあり、現在も柑橘類を耕作しています。譲受人も営農しており、問題無いと思われます。よろしくをお願いします。
議 長	4 番の案件につきまして、御意見、御質問ございますか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。
寺西書記	<p>番号 5、贈与人、I、住所、広島市南区宇品神田__丁目_-__号。職業、無職。 受贈人、J、住所、沖美町高祖__番地_、職業、会社員。 所在地、沖美町高祖字〇〇。 地番、____番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、485 m²。 申請理由は贈与で、贈与人は「相続により当該地を取得したが、市外在住のため近隣に居住する受贈人に贈与する。」 受贈人は「隣接地で耕作しており、規模拡大も考えていることから受贈する。」 受贈人は、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。 以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	5 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
前田委員	沖美町高祖の前田です。只今の事務局の説明に間違いありません。よろしくをお願いします。
議 長	他に御意見、御質問ございませんか。
委 員	異議無しの声有り。

議 長	<p>全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。</p> <p>以上で農地法第3条の審議を終わりました。議案第21号農地法第5条の規定について、事務局から説明してもらいます。</p>
寺西書記	<p>議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年8月27日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。</p> <p>番号1、贈与人、K、住所、呉市的場__丁目_番_号。職業、無職。</p> <p>受贈人、L、住所、沖美町美能__番地_。職業、自営業。</p> <p>所在地、沖美町美能字〇〇。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、130㎡。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、34㎡。</p> <p>申請理由は贈与で、贈与人は「高齢により管理困難のため贈与する。」</p> <p>受贈人は「自営カキ養殖業の資材置場に利用するため、当該地を受贈する。」</p> <p>現地確認写真にありますように、現在も資材置場として利用されており、追認に近い案件でございます。御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。</p>
前田委員	<p>沖美町高祖の前田です。現地確認の写真にありますように、現在はカキ資材置場として綺麗にされています。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に御意見、御質問ございませんか。</p>
委 員	<p>異議無しの声有り。</p>
議 長	<p>全員許可することに異議がないということなので、許可とします。以上で農地法第5条の審議を終わりました。議案第22号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。</p>
寺西書記	<p>議案第22号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年8月27日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。</p> <p>番号1、申請人住所、広島市安芸区矢野東__丁目_番_号。氏名、M。</p> <p>所在地、大柿町飛渡瀬字〇〇。</p> <p>地番、__番_。地目、台帳、畑、現況、山林。面積、302㎡。</p> <p>申請理由は「当該地は母親が30年くらい前まで耕作していた農地を相続したが、市外居住で耕作放棄地となっているため、現在は山林のようになっている。」</p> <p>令和2年7月30日に大段会長、村上委員、河尾推進委員、佐山書記、寺西で現地確認を行いました。御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。</p>

村上委員 大柿町の村上です。今、事務局から説明ありましたことに間違いありません。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。
以上で非農地証明の申請を終わりました、議案第 23 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第 23 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼あったので、農業委員会の議決を求める。令和 2 年 8 月 27 日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

本案件に係る事案がありますので、●●委員の一時退席をお願いします。

番号 1、設定する農用地、江田島町切串__丁目__、現況地目、畑、面積、744 m²。設定する者、住所・氏名、江田島町切串__丁目__番__号、N、権利の種類、所有権、設定を受ける者、住所・氏名、沖美町是長__番地__、O。利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、果樹、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和 7 年 12 月 31 日、借賃、年 10 a 当たり 10,000 円、借賃の支払い方法、口座振込、新規の案件です。

番号 2、設定する農用地、江田島町幸ノ浦__丁目__-、現況地目、畑、面積、1,121 m²。設定する者、住所・氏名、江田島町切串__丁目__番__号、N、権利の種類、設定を受ける者、住所・氏名、沖美町是長__番地__、O。設定する利用権、賃貸借権、利用権の内容、果樹、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和 7 年 12 月 31 日、借賃、年 10 a 当たり 10,000 円、借賃の支払い方法、口座振込、新規の案件です。

番号 3、設定する農用地、大柿町飛渡瀬字江口__-、現況地目、畑、面積、663 m²。設定する者、住所・氏名、大柿町飛渡瀬__番地__、P、権利の種類、設定を受ける者、住所・氏名、大柿町飛渡瀬__番地__、Q。設定する利用権、使用貸借権、利用権の内容、果樹、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和 7 年 12 月 31 日、借賃、借賃の支払い方法はありません。

番号 4、設定する農用地、所在地、能美町高田字間所__-、現況地目、畑、面積、105 m²。設定する者、住所・氏名、能美町高田__番地__、R。権利の種類、所有権、設定を受ける者、住所・氏名、広島市東区牛田本町__丁目__番__号、S。設定する利用権、使用貸借権、利用権の内容、野菜、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和 7 年 8 月 31 日、借賃、借賃の支払い方法はありません。新規の案件です。

番号 5、設定する農用地、所在地、能美町鹿川字〇〇〇__-、現況地目、畑、面積、853 m²。設定する者、住所・氏名、江田島市能美町鹿川__番地__、T。権利の種類、所有権、設定を受ける者、住所・氏名、能美町鹿川__番地__、

U。設定する利用権、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和7年12月31日、借賃、年30,000円、借賃の支払い方法、現金、新規の案件です。

番号6、設定する農用地、所在地、能美町鹿川字〇〇〇_____-、現況地目、畑、面積、460㎡。設定する者、住所・氏名、江田島市能美町鹿川____番地、V。権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島市能美町鹿川____番地、W。設定する利用権、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和7年12月31日、借賃、年20,000円、借賃の支払い方法、現金、新規の案件です。以上で説明を終わります。

議長 この案件について、皆様の御意見を伺いたいと思います。何か御質問はありますか。

山田委員 1番の案件について質問があります。利用権の内容で果樹とありますが、具体的には何の種類でしょうか。

久保書記 今回、借りるのは沖美町是長に在住のOさんです。Oさんは昨年にも幸ノ浦で園地を借りられており、園地規模拡大のために借りるものでありますので、オリーブ栽培での集積計画です。

山田委員 オリーブ栽培について意見があります。今回の案件でOさんが借りようとされている農地には、隣接する野菜畑やビニールハウスがあります。オリーブの木は根が横に育つので、ビニールハウスの中まで根が張ってきます。その時に果樹の根が張り水分を吸うと、作物を耕作するための水分のコントロールが効かなくなります。水をたくさん必要としている時、水を切らないといけない時、色々あると思いますが、果樹の根が張っている所では、それらが非常に難しくなります。また、果樹の木が高く育てば日陰にもなりますし、果樹を植えれば良いというものではないと思います。野菜の園地が周りにある農地では果樹を控えるとか、果樹を植える時には、隣の土地との間隔を広めに空けるとかの措置をとってもらいたいです。市がオリーブを進めていることは理解しますが、周りで作物を耕作している畑があることやオリーブを植えれば全て良いとは思って欲しくないなので、借りる時にはその辺も考慮していただきたいです。隣接する農地が荒地であれば、いくらでもオリーブを植えれば良いと思います。

久保書記 山田委員の意見を真摯に受け止め、隣接する農地の耕作物等を考慮しながら、今後の集積計画等の課題とさせていただきます。大変、貴重な意見をありがとうございました。

議長 他に御意見、御質問ございませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員異議が無いということなので、決定とします。
以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。
続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局からお願いします。

寺西書記 1点目は農業委員、農地利用最適化推進委員の改選についてです。農業委員につきましては、定数9名のところ11名の応募がありましたので、無事に決定となりそうです。応募していただいた皆様には御協力、ありがとうございます。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、今日、沖美町の方からの応募をいただきましたので、能美町以外の3町は定数となりました。しかし、能美町は2名欠員となっておりますので、これからも声掛けをさせていただきます。また、農業委員である皆様にも御協力をいただくとと思いますが、よろしくをお願いします。

2点目は農地利用状況調査についてです。暑い中、調査をしていただき、ありがとうございます。まだ調査が終わってない地区もあると思いますので、水分補給等に注意しながら、安全に気を付けて引続き調査をお願いします。事務局からは以上です。

議長 他に何か御意見、御質問はありませんか。

委員 無しの声有り。

議長 無いようですので今回の総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。